

国外財産調書制度の創設について

市川公認会計士事務所

平成 25 年 3 月 15 日

(はじめに)

平成 24 年度税制改正により、「国外財産調書制度」が新たに導入されることとなりました。当該制度が初めて適用されるのは、平成 25 年 12 月 31 日において有する国外財産について、平成 26 年 3 月 17 日（平成 26 年 3 月 15 日が土曜日のため）までに提出すべき国外財産調書となることから、適用開始まであと 1 年を切ることとなりました。既に当該調書作成に向けて準備を進めておられる方も多いかとは思いますが、今回は適用開始に備え、改めて「国外財産調書制度」の内容について整理を試みました。

(制度創設の背景等)

国外財産から生じる所得等については、従来から国外送金等調書をはじめ、外国税務当局との情報交換により得た情報に基づき、適正な課税確保に努めているものの、日本の税務当局が外国金融機関等に資料情報の提出を求めることや、調査権限を行使することは困難であること等の理由により網羅的に把握することには限界もありました。そのような状況下、経済のグローバル化が一段と進展し、近年は国外財産に係る所得税や相続税の課税漏れが増加しており、適切な課税・徴収の確保の観点から、国外財産情報の的確な把握への対応として、納税者本人から国外財産の保有について報告を求める制度を創設することになったものです。

(制度の内容)

概要

居住者は、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する場合には、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年の 3 月 15 日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。

適用対象者

国外財産の提出が必要となる者は、その年の 12 月 31 日において、5,000 万円超の国外財産を有する「非永住者¹以外の居住者」です。

国外財産の意義

国外財産とは、「国外にある財産をいう」こととされています。

¹ 「非永住者」とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人をいいます。つまり、全世界所得について課税される個人が国外財産調書制度の適用対象者となります。

国外にあるかどうかの財産の所在判定については、相続税法 10 条の規定によることとされており、主な財産の所在判定は以下のとおりとなっています。

相続税法 10 条	財産の種類	所在判定
1 項 本文	動産、不動産、不動産の上に存する権利	その動産又は不動産の所在地
1 項 但書	船舶又は航空機	登録をした機関の所在地
1 項	預貯金、積金、寄託金	受入れをした営業所又は事業所の所在地
1 項	保険金	保険会社の本店又は主たる事務所の所在地
1 項	貸付金債権	債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
1 項	社債、株式、出資金、外国預託証券	発行法人等の本店又は主たる事務所の所在地
1 項	特許権、実用新案権、意匠権、商標権等	登録をした機関の所在地
1 項	著作権、出版権等で権利の目的物が出版されているもの	発行する営業所又は事業所の所在地
2 項	国債又は地方債	この法律の施行地
2 項	外国又は外国の地方公共団体等が発行する公債	その外国

相続税法 10 条に規定されている財産以外の一定の財産（預託金等）の所在は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令及び施行規則において所在判定が規定されており、かつ、特に規定がされていない財産の所在については、その財産を有する者の所在地にて判定することとされています。上記所在判定は、その年の 12 月 31 日における現況にて判定します。

注意

平成 25 年度税制改正において、株式・債券・投資信託の所在地判定については、発行法人等の所在地ではなく、株式等を口座管理する金融機関等の営業所の所在地にて判定を行うよう見直しが行われる予定です。²

² 平成 25 年度税制改正大綱では、国外財産調書制度について、対象となる国外財産に国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている国内有価証券（国内法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を加えるとともに、対象となる国外財産から国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国有価証券（外国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を除外する、とされています。この見直しは、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令及び施行規則」の改正により行われる予定です。

提出先

- 所得税の納税義務がある者：納税地を管轄する税務署長
- 上記以外の者：住所地を所轄する税務署長

財産債務明細書の取扱い

財産債務明細書とは、総所得金額等が2,000万円超の者が確定申告に添付する、12月31日において有する財産及び債務について、その種類、価額等を記載した明細書のことです。この財産債務明細書の提出者が、国外財産調書制度の適用も受ける場合には、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務明細書への記載は必要ないこととされました。³

過少申告加算税等の特例

1. 加算税の優遇・加重措置

納税者本人からの適正な提出を確保するためのインセンティブとして、以下のような加算税の優遇・加重措置が設けられています。

区分	特例措置	対象税目
国外財産調書の提出がある場合	過少（無）申告加算税を5%減額	所得税・相続税
国外財産調書の提出がない場合又は提出があっても記載事項が不十分な場合	過少（無）申告加算税を5%加重	所得税（注1）

(注1) 被相続人による国外財産調書の不提出・未記載について、相続人の責任とすることは適当でないと考えられるため、「相続税」と「死亡した者に係る所得税」は適用対象外となります。

2. 期限後提出調書の取扱い

所得税又は相続税の調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、「提出期限内に提出されたもの」とみなして、加算税の優遇・加重措置を適用することとされます。

3. 罰則規定

故意に提出をしなかったり、虚偽記載による提出を行った場合等には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

適用関係

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますが、具体的には、平成25年12月31日において有する国外財産について、平成26年3月17日（平成26年3月15日が土曜日のため）までに提出すべき国外財産調書が初めての適用となります。

ただし、国外財産調書の正当な理由のない不提出や、虚偽記載による提出に係る罰則

³ 平成24年度税制改正大綱では、「この場合、運用上、財産債務明細書の備考に『国外財産調書に記載のとおり』と記載することとします」との記載がありますが、具体的な取扱いについては、今後、通達等で示される予定。

規定は、周知期間の確保と円滑な導入の観点から、1年後倒しし、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為から適用となります。

(おわりに)

経済のグローバル化が個人レベルでも一段と進展する今日において、国外財産に関する適正な課税確保のためには、種々の制約がある課税当局側での情報収集だけでは限界があることから、納税者本人からの申告を義務付ける国外財産調書制度の創設は自然な成り行きのように思います。現に、米国、ドイツ、フランス等の欧米諸国、そしてアジアにおいても韓国が外国資産の報告制度を導入済です。

日本における外国資産報告制度は始まったばかりであり、実務上の細かな点については、今後、公表される通達等で明らかにされる事項もあることから、当該制度の適用対象者となる可能性のある方は、引き続き、今後の動向に十分に配慮する必要があります。